仕 様 書

1 物品の名称

炭素成分分析装置

2 規格及び数量

規格:下記又は同等品(別紙同等品条件を満たす製品)とする。

数量:一式

※ 同等品で参加する場合は、令和4年6月13日9時までに担当課まで同等・規格確認書及びカタログ等、仕様書の規格を満たしていることが分かる書類を電子メールで提出し、担当課の確認及び承認を受けること。なお、電子メールで提出する場合、見積依頼用メールアドレスから、下記担当課のメールアドレス宛に送信すること。

品名・仕様	数量
SUNSET LABORATORY 社製	1式
カーボンエアロゾル分析装置(ラボ用)Model5	1 14
酸素トラップ及びステンレス配管	1式
トランス	1式
制御用端末	1式
フィルターポンチ及び石英スプーン	1式

3 借受期限

令和 4 年 11 月 1 日~令和 10 年 10 月 31 日 (72 ヶ月)

4 納入場所及び検査場所

札幌市保健福祉局衛生研究所 2階 悪臭分析室

(札幌市白石区菊水9条1丁目5-22)

5 連絡先(担当課)

札幌市保健福祉局衛生研究所生活科学課

担当 太田、柴田

電話 011-841-9596

メールアドレス eiken-keiyaku@city.sapporo.jp

- 6 特記事項
 - (1) 納入場所、物品の納入日及び設置作業等の日程について、事前に担当者に連絡をし、承諾を得ること。

- (2) 納入の際、機器を使用できる状態で設置し、動作確認を行うこと。納入に係る運搬費用、設置費用は受注者の負担で行うこと。
- (3) 納入後は、2週間以内に使用者に対し、運転、維持管理及び故障時の対処方法等に関するトレーニングを実施すること。また、日程については担当課と相談すること。
- (4) 納入物品に欠陥が発見されたときは、迅速に対応すること。
- (5) 納入後、不要な梱包材は持ち帰ること。
- (6) 受託者は、発注者発注者が借受期間満了時における本借受物品の状態、 発注者の財政状況その他の事由により受注者に対して本借受物品の再リ ース又は買取りに係る協議を申し出たときは、札幌市物品・役務契約等事 務取扱要領(平成20年3月28日財政局理事決裁)第55条の規定(契約 日時点の規定内容)に基づき、発注者との協議に誠実に応じるものとする。
- (7) 契約履行確保のため、選定した製品のメーカー等出荷元からの出荷引受 書を本市が求めた場合は、当該出荷引受書の提出が可能であること。
- (8) 納入時に、維持管理、使用方法等が日本語で記載されたマニュアルを提出すること。
- (9) 納入物品は、新品であること。
- (10) 納入物品は、その能力内での使用中に発生した1年以内の故障については、その修理・調整等が無償で行われるものであること。
- (11) 納入物品は、借受期間中において機器の修理対応が行われるものである こと。また、点検・修理等が可能な技術者が常駐するサービス拠点が日本 国内にあり、迅速な対応が可能であること。
- (12) 本借受物品の借受期間満了により撤去を行う際は、受注者の負担により 実施すること。
- (13) 環境省の大気中微小粒状物質 (PM2.5) 成分測定マニュアルの精度管理 解説 (2019年5月) で定める目標検出下限値を満たすこと。
- (4) その他不明な事項は、本市と打ち合わせること。

同等品条件

同等品で参加する場合、以下の条件をすべて満たすこと。

- (1) 米国 EPA の IMPROVE で採用されている炭素分析法に対応可能であること。
- (2) 有機性炭素 (OC)、元素状炭素 (EC) の分析ができること。
- (3) 試料はサンプリングを行った石英フィルタの一部を切除したものを 前処理せず分析可能であること。
- (4) 試料をセットしてから結果が出るまで自動分析できること。また、 分析条件及び分析結果をファイルとして個別に保存できること。
- (5) 炭素分析装置の本体及び周辺機器は 1800 mm幅の実験台もしくは作業台に設置できること。
- (6) 電源は AC100V (50Hz) で動作すること。
- (7) ガス流量の自動コントロール機能を有すること。